

# 入門時申告書

特定非営利活動法人 愛知県組討道連盟  
 会長 近藤 修匡 殿

年 月 日

ふりがな			生 年 月 日
入門者氏名			年 月 日
ふりがな			※入門者が未成年の場合のみ ご記入下さい
親権者氏名			

## 1. 連盟特色

- 1) 「組討道」及びそれに類似した名称の使用が可能となる（商標登録済）。脱退後は使用出来なくなる。
- 2) 現在一般的な武道は、単一種目による競技を目標とし活動しているなか、組討道では突きと蹴りを基本とし、相手を投げる事や武器を使う複合種目で、なおかつ競技ではなく、健康を目的とした護身術を身につける事が出来る。
- 3) 他の団体に属していても指導者でなければ登録は可能である。ただし他の団体にて後に指導者となった場合は除名とする。
- 4) 支部長となった場合、金銭的・試合の参加人数の誘導等ノルマは無く、誰でも道場を持つ事が出来る。

連盟特色の内容について十分理解をしました。

※確認したら□に✓を入れる。以下も同じ

## 2. 現在までの他での経験

種目 (流派名)	経験年数	競技年数	入賞経験	指導者経験

現在までの他での経験に誤りや記入漏れはございません。

3. 犯罪経歴有無（該当するものに○を付ける）

\*入門者が未成年の場合、親権者が該当する場合もご記入ください。

- 1) 交通違反
- 2) 交通事故
- 3) 刑法犯罪
- 4) その他

※それぞれの詳細内容（1と2については過去5年以内のものとする）

---

犯罪経歴有無に誤りや記入漏れはございません。

4. 入門制限

- 1) 本連盟では、反社会的勢力及びそれに類似する団体に、在籍及び交友関係のある者は一切の立ち入りを禁止する。また、**入門**後判明した場合は、速やかに退会手続きをとり、返金を要しない。
- 2) 刺青等生後故意とみられる模様の入っている者は**入門**できない。また該当者は**2親等**までの親族とする。
- 3) 本連盟は会長の許可無く**他武道**との交流及び指導者の重複登録は出来ない。また親族関係者にも適用する。
- 4) 連盟より会員（錬士）不相当と判断した場合、**入門**のお断りをさせていただきます。場合がある。**入門**後、虚偽申告をしたことが判明した場合は、除名とし、除名一覧に記載及び公開をする。また、速やかに退会手続きをとり、返金を要しない。また連盟から通知により取引が解約され、これにより損害が生じた場合でも、いっさい異議申し立ては受付ない。
- 5) 他において指導経験が少しでも有る者は**入門**できない。
- 6) 個人登録のみとし、団体の加入はできない。

\*反社会的勢力とは 暴力団・暴力団員・暴力団でなくなっても交友関係のある者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。

入門制限の内容について十分理解をしました。

5. 契約解除

- 1) 会員（錬士）の組討道連盟の会員（錬士）たる権利は会長の一任とするものであり、何時いかなる時の通達においても、これに従わなくてはならない。
- 2) 会員（錬士）は、会長の許可無く当組討道連盟で学んだ全ての事項の一部でも、

他に流用又は指導してはならない。もしその様な行為をした場合、相当な賠償をもって償わなければならない。

契約解除の内容について十分理解をしました。

※ すべてのの確認をお願い致します。